

第4章 借家を求められる方に

4. 高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度について

民間賃貸住宅市場において、賃貸住宅の大家が、家賃の不払い、病気、事故等に対する不安感から高齢者の入居を拒否するなど、高齢者の居住の安定が図られない状況にあります。

このため、高齢者であることを理由に拒否することのない賃貸住宅について登録し、その情報を広く提供することとしています。

また、登録住宅の貸主が高齢者居住支援センターと基本約定を締結した場合、入居者は高齢者居住支援センターが行う家賃債務保証を受けることができます。

登録情報は、高齢者居住支援センターのホームページにより検索することができます。

[高齢者居住支援センター http://www.senpis-koujuuzai.jp/](http://www.senpis-koujuuzai.jp/)

家賃債務保証制度

登録住宅の貸主の方、入居を希望する高齢者の方が利用できる制度です。

【貸主の方の手続き】

- ・高齢者居住支援センターと基本約定を締結します。

【入居者の方の手続き】

- ・入居申込みの際に、同時に高齢者居住支援センターに家賃債務保証を申込みます。
- ・高齢者居住センターが月額家賃（共益費、管理費を含む）の12ヶ月分を限度に家賃支払保証を行います。
- ・月額家賃の35%に相当する額を、2年間分の保証料として支払います。

